

自転車安全利用五則

自転車に乗るときに守るべきルールのうち、特に重要なものが「自転車安全利用五則」です。ルールを守って、安全な運転を心がけましょう。



① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

自転車は「車のなかま」なので、原則として車道を走らなければなりません

■自転車が歩道を通行することができる場合

- 歩道に「自転車及び歩行者専用」の標識があるとき
- 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者や身体の不自由な人が自転車を運転しているとき
- 道路工事や駐車車両などで車道の左側通行が困難であり、自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められるとき



▲自転車及び歩行者専用

② 車道を走るときは車道の左側を通行

- 自転車は、道路(車道)の左端に寄って通行しなければなりません
- 自転車道がある場合は、工事などの場合を除き、自転車道を通行しなければなりません



③ 歩道は、歩行者優先で、車道寄りを徐行

- 自転車は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません
- 歩行者の通行を妨げるときは、一時停止しなければなりません
- ベルを鳴らして、歩行者をどかしてはいけません



④ 安全ルールを守る

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
|  |  |  |  |  |  |
| 飲酒運転 禁止 | 2人乗り 運転禁止 | 並進走行 禁止 | 夜間はライトを 点灯 | 信号無視 禁止 | 止まれの標識が ある場所では 必ず一時停止 |

⑤ 子どもはヘルメットを着用

- 保護者の方は、13歳未満の子どもにヘルメットをかぶせるよう努めなければなりません
- 自転車事故で死亡した人の大半が、頭部を損傷しており、被害を軽減するためにも、ヘルメットの着用が必要です

